

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

2021年9月
(第2回訂正分)

株式会社ROBOT PAYMENT

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2021年9月16日に関東財務局長に提出し、2021年9月17日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2021年8月24日付をもって提出した有価証券届出書及び2021年9月8日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集110,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し143,000株（引受人の買取引受による売出し110,000株・オーバーアロットメントによる売出し33,000株）の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2021年9月16日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

2【募集の方法】

2021年9月16日に決定された引受価額(1,711,20円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格1,860円）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「90,574,000」を「94,116,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「90,574,000」を「94,116,000」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

5. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を**勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。**

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 5. の全文削除及び6. 7. の番号変更

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格（円）」の欄：「未定（注）1.」を「1,860」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）1.」を「1,711.20」に訂正

「資本組入額（円）」の欄：「未定（注）3.」を「855.60」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）4.」を「1株につき1,860」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。

発行価格の決定に当たりましては、仮条件（1,720円～1,860円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,860円と決定いたしました。

なお、引受価額は1,711.20円と決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（1,860円）と会社法上の払込金額（1,462円）及び2021年9月16日に決定された引受価額（1,711.20円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は855.60円（増加する資本準備金の額の総額94,116,000円）と決定いたしました。
4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき1,711.20円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。（略）

（注）8. の全文削除

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、2021年9月27日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき1,711.20円）を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき148.80円）の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

1. 上記引受人と2021年9月16日に元引受契約を締結いたしました。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。当該委託販売分とは別に引受人は、上記引受株式数のうち一部を、他の金融商品取引業者に販売を委託することがあります。また、これらの委託販売分とは別に株式会社SBI証券は、同社の引受株式数の一部について、株式会社SBIネオモバイル証券に販売を委託します。株式会社SBIネオモバイル証券が販売を受託した当該株式を同社とその顧客との契約等に従って同社の顧客に販売する場合には、1株を申込株数単位として販売が行われます。なお、当社の株主は、その有する1単元(100株)に満たない株式について、一定の権利以外の権利を行使することができません。その内容については、後記「第二部 企業情報 第6 提出会社の株式事務の概要」の(注)3をご参照下さい。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「181,148,000」を「188,232,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「171,148,000」を「178,232,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額178,232千円及び「1 新規発行株式」の（注）3. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限56,469千円を合わせた手取概算額合計上限234,701千円については、①新規顧客獲得のための広告宣伝費、②事業拡大に係る採用費及び人件費、③設備投資資金に充当する予定であります。具体的には以下の通りであります。

①新規顧客獲得のための広告宣伝費

当社が有する二つの事業において、既存顧客より継続的に頂戴するリカーリング収益が全体の収益の大半を占めているため、既存顧客により長く当社サービスを継続的にご利用頂くことが重要ですが、それと共にその水準を継続的に高めていくためにはより多くの顧客にご利用頂くことが重要であります。より多くの顧客にご契約いただき、当社サービスをご利用頂くため、当社の「インターネット決済代行サービス」、「請求管理ロボ」などの認知度向上、問い合わせ数増加のための広告宣伝費として、55,300千円（2021年12月期：3,300千円、2022年12月期：28,800千円、2023年12月期23,200千円）を充当する予定です。

②事業拡大に係る採用費及び人件費

当社が有する二つの事業の継続的な成長のためには、現在展開しているサービスを継続的にアップデートし改善すること、顧客のより多くの課題解決を助ける新機能を追加し続けることが非常に重要であると考えており、エンジニアの人員拡充が必要と考えております。また、上述した広告宣伝費の投下により増加することを計画している見込み顧客からの問い合わせに対応する営業の人員拡充や、顧客の増加に合わせたサポート人員やバックオフィスの人員の拡充も必要と考えております。それらの人員の採用費及び人件費として、55,500千円（2022年12月期：28,000千円、2023年12月期27,500千円）を充当する予定です。

③設備投資資金

当社が有する二つの事業において、現在提供しているサービスの継続的なアップデート、さらにサービス領域を拡張するためのシステム開発等の設備投資資金として、123,901千円（2021年12月期：14,501千円、2022年12月期：48,700千円、2023年12月期60,700千円）を充当する予定です。

なお、上記調達資金は、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2021年9月16日に決定された引受価額(1,711.20円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格1,860円）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「196,900,000」を「204,600,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「196,900,000」を「204,600,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2. に記載した振替機関と同一であります。

4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

（注）3. 4. の全文削除及び5. 6. 7. の番号変更

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1.（注）2.」を「1,860」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「1,711.20」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）2.」を「1株につき1,860」に訂正

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）3.」を「（注）3.」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

3. 元引受契約の内容

金融商品取引業者の引受株数 株式会社SBI証券 110,000株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき148.80円）の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と2021年9月16日に元引受契約を締結いたしました。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「59,070,000」を「61,380,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「59,070,000」を「61,380,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、株式会社SBI証券が行う売出しであります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2. に記載した振替機関と同一であります。
(注) 5. の全文削除及び6. の番号変更

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注) 1. 」を「1,860」に訂正

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注) 1. 」を「1株につき1,860」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、2021年9月16日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である清久健也（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2021年8月24日及び2021年9月7日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式33,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

| | |
|--------------------|---|
| 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 33,000株 |
| 募集株式の払込金額 | 1株につき1,462円 |
| 割当価格 | 「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。 <u>(注)</u> |
| 払込期日 | 2021年10月27日 |
| 増加資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| 払込取扱場所 | 東京都渋谷区宇田川町20番2号 株式会社三井住友銀行 渋谷支店 |

(注) 割当価格は、2021年9月16日に1,711.20円に決定いたしました。

主幹事会社は、貸株人から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から2021年10月22日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（33,000株）を上限とし、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。